

## 松山市公営企業局低入札価格調査実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、企業局が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項（令第167条の10の2第2項及び第167条の13により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者又は、総合評価競争入札にあっては松山市公営企業局総合評価競争入札実施要領第5条に規定する評価値（以下「評価値」という。）の最も高い者（以下「最低価格応札者」という。）の応札額によって、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを調査する場合（以下「低入札価格調査」という。）の基準等を定めるものとする。

### (対象建設工事)

第2条 低入札価格調査の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が5,000万円以上の競争入札案件とする。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

### (調査基準価格)

第3条 松山市契約規則（平成20年規則第11号。以下「規則」という。）第13条第1項に規定する低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）については、予定価格の10分の7以上（1円未満は切り捨て）で設定するものとする。

- 2 前項に規定する調査基準価格を定めた場合は、予定価格書に併記しなければならない。
- 3 規則第13条第3項に規定する調査基準価格の算定の基礎となる価格（以下「調査基準基礎価格」という。）を設けたときは、前項の規定にかかわらず、当該調査基準基礎価格を予定価格書に併記するものとする。
- 4 調査基準価格を設定した場合は、入札終了後に公表する。

### (入札参加者への周知)

第4条 対象工事の入札を執行する場合は、次の各号に掲げる事項を入札参加者に対して適宜の方法により周知するものとする。

- (1) 本要領の適用があること。
- (2) 工事費内訳書（工事価格の内訳）を提出する必要があること。
- (3) 調査基準価格が設定されていること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札（以下「低入札」という。）が行われなかった場合の入札終了の方法及び結果通知の方法
- (5) 低入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果通知の方法
- (6) 低入札で応札した者（以下「低入札者」という。）は、最低価格応札者であっても、必ずしも落札者とならない場合があること。

(7) 低入札者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

(入札の執行)

第5条 対象工事に係る競争入札において開札の結果、低入札が行われた場合は、入札執行者は入札参加者に対して、落札を保留し落札者を後日決定する旨を告げた上、競争入札を終了するものとする。

(入札結果の報告)

第6条 前条に規定する競争入札が行われた場合は、入札執行者は、直ちに契約管理課長に入札結果を報告しなければならない。

(調査の実施)

第7条 契約管理課長は、前条の報告を受け最低価格応札者が低入札者であった場合は、次条以降に規定する手続により低入札価格調査を実施するものとする。

(判定基準による判定)

第8条 契約管理課長は、前条の規定により低入札価格調査を実施する場合は、低入札者から提出のあった工事費内訳書を、別表1に掲げる「工事費内訳書の検討に係る判定基準」に照らし、当該入札について事情聴取等による調査（以下「詳細調査」という。）を実施するか否かを判定するものとする。

2 契約管理課長は、前項の規定に基づき詳細調査の実施を決定した場合は、低入札者全員（前項の判定基準を満たしていない者は除く。）に対し、次条第3項に規定する必要な資料、又は調査を辞退する旨の申出書（以下「申出書」という。）の提出を求めるものとする。

3 前項の申出書を提出した者については、当該入札者がした入札を失格とする。

(詳細調査の実施)

第9条 契約管理課長は、第3項に規定する必要な資料を提出した低入札者のうち落札候補者（以下「調査対象者」という。）に対して、日時等設定の上、速やかに詳細調査を実施するものとする。

2 詳細調査は、契約管理課長、工事担当課長のほか、契約管理課長が必要と認めた職員をもって行うものとする。

3 詳細調査は、次の各号に掲げる内容について、調査対象者からの事情聴取及び関係機関への照会をもって行う。ただし、資材単価、労務単価又は市場単価について企業局の単価に対し相当程度低いと認められる場合は、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求めることができる。

(1) 誓約書（様式1）

(2) その価格により入札した理由

(3) 工事費内訳書（詳細）

(4) 共通仮設費の明細

(5) 現場管理費の明細

(6) 一般管理費等の明細

- (7) 調査対象工事付近及び関連する工事における手持工事の状況
- (8) 手持工事の工程表
- (9) 調査対象工事箇所と応札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (10) 手持資材の状況
- (11) 資材購入先、取引年数及び予定資材購入金額（見積書の添付が必要）
- (12-1) 手持機械の状況
- (12-2) 機器のリース元
- (13) 労務者の具体的供給見通し
- (14) 2年前までに施工した公共工事名及び発注者
- (15) 経営状況（最新の決算報告書、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）
- (16) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (17) 第一次下請の予定業者及び予定下請金額（見積書の添付が必要）
- (18) 建設副産物の搬出地及び運搬計画書
- (19) その他必要な事項

（入札の無効）

第10条 管理者は、第8条第2項に規定する必要な資料、又は申出書のうち、いずれも提出しない者及び前条第3項の事情聴取を拒んだ者の行った入札を無効とするものとする。

2 管理者は、前項の規定により無効となった者に対し、松山市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年要綱第46号）等に基づき必要な措置を講ずることができるものとする。

（松山市公営企業局低入札価格審査委員会）

第11条 第9条の規定による詳細調査を実施した場合は、その内容をもとに調査対象者と契約するか否かを審査し決定するため、松山市公営企業局低入札価格審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 管理部長
- (2) 管理部副部長
- (3) 契約管理課長
- (4) 工事担当課長

3 委員長は、管理部長を、副委員長には、委員長が指名する管理部副部長の職にある者を充てるものとする。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

6 委員会は、必要があると認めた場合は、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議)

第12条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは副委員長が、副委員長に事故あるときはあらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 3 委員が会議に出席できないときは、当該委員があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 4 緊急かつやむを得ない事情により、会議を開催することができない場合は、委員長は書類の回議をもって会議に代えることができる。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、契約管理課において行うものとする。

(委員会への報告)

第14条 契約管理課長は、第9条の規定に基づき詳細調査を実施した場合は、その内容を直ちに委員会に報告しなければならない。

(審査及び落札決定)

第15条 委員長は、前条による報告を受けた場合は、速やかに委員会を召集し報告の内容を審査の上、次に定めるところにより取扱いを決定する。

- (1) 詳細調査による報告を審査した結果、調査対象者の応札額により、契約の内容に適合した履行がされると認められた場合には、当該調査対象者を落札者と決定する。
- (2) 詳細調査による報告を審査した結果、調査対象者の応札額によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その旨を当該調査対象者に通知し、調査対象者の次に低価格で入札をした者又は、総合評価競争入札にあっては次に評価値の高い者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。
- (3) 前号に該当する場合において、次順位者が低入札者であった場合は、第9条以降と同様の手続きを行うものとする。

(落札結果通知)

第16条 前条の規定に基づき落札者を決定した場合は、当該落札者にその旨を通知し、入札参加者に対し入札結果を適宜の方法により通知するものとする。

(低入札落札者の入札価格の制限)

第17条 詳細調査を経て落札者となった者は、当該工事の履行が確認される日まで（調査基準価格を下回って落札したときから完成検査済書の写しを契約管理課に提出した日までをいう。）の間は、工事の種類にかかわらず、他の案件（共同企業体の構成員として参加する案件も含む。以下この条において同じ。）において調査基準価格を下回る価格で入札を行うこと及び低入札価格調査の対象者となることはできない。

- 2 前項に規定する者が、他の案件において調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合及び低入札価格調査の対象者となる場合は、その者の入札を無効とする。
- 3 最低価格応札者の応札額が調査基準価格を下回り、保留となっている複数の案件があり、それらの案件における低入札者の中に同一の入札参加者がある場合は、開札日時

早い案件から落札者を決定する。ただし、当該複数の案件の最低価格応札者が他の案件の低入札者となっていない場合は、この限りでない。

4 第1項に規定する者が共同企業体である場合における当該共同企業体の各構成員については、前3項の規定を準用する。

(契約保証金の増額)

第18条 低入札者が落札者となった場合は、規則第40条の規定による契約保証金を契約金額の10分の3以上納付しなければならない。

(低入札者の入札参加制限)

第19条 企業局が発注する建設工事の競争入札において、当該年度において、累計回数2回以上低入札を行った者に対し、松山市公営企業局建設工事低入札者排除措置要領に基づき、必要な事項を講ずるものとする。ただし、調査基準基礎価格を設けた案件においては、調査基準基礎価格以上の入札は累計回数に含めないものとする。

(雑則)

第20条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

「工事費内訳書の検討に係る判定基準」

低入札価格調査制度における工事費内訳書の内容検討に際しては、以下の判定基準に照らし、全て満たしている場合は詳細調査を行い、満たしていない場合は、調査資料の提出を求めることなく、当該入札を失格とする。

1. 工事費内訳書の判定基準

- ① 数量は、設計図書に計上した設計数量を満足していること。
- ② 工事費内訳書に計上されている直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等及びその他の費用は、以下に示す失格判定基準以上であること。

失格判定基準

適用費目	基 準
直接工事費	設計金額における直接工事費の75%未満
共通仮設費	設計金額における共通仮設費の70%未満
現場管理費	設計金額における現場管理費の70%未満
一般管理費等	設計金額における一般管理費等の30%未満
その他の費用	設計金額におけるその他の費用の69%未満

(注) 各費目毎に所定の率を乗じ、円未満は切捨てとする。

様式 1

年 月 日

(提出先)

松山市公営企業管理者

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 誓 約 書

年 月 日に行われた 工事の入札において松山市公  
営企業局低入札価格調査実施要領第9条(詳細調査の実施)に規定する調査の対象者となり  
ましたが、今後低入札価格調査を経て落札決定を受ける場合、工事を適正なものとして施  
工完成させるため、下記の事項を遵守することを誓約します。

### 記

- 1 低入札価格調査の実施に全面的に協力します。
- 2 工事の施工に当たっては、品質、安全対策等の確保に万全を期し、粗雑工事は行いま  
せん。
- 3 工事施工経費に不足が生じる場合には自らの負担により補てんし、下請業者や資材納  
入業者等への圧迫、代金の支払遅延等を行いません。
- 4 労働基準法を厳格に適用し、工事時間、工期を厳守し現場労働者への不払い等を行  
いません。

注 本書は、低入札価格調査資料と併せて提出すること。

様式2

年 月 日

(提出先) 松山市公営企業管理者

所在地  
申請者 商号又は名称  
代表者職氏名 印

低入札価格調査を辞退する旨の申し出について

年 月 日に開札があり、低入札価格調査のために落札決定が保留されている( **対象案件名を記載** ) について、下記の理由により調査を辞退します。

記

- 入札価格によって契約内容に適合した履行が可能であることの説明ができないため
- 低入札価格調査を受けた際の契約における次の措置に対応できないため
  - 履行保証割合の引上げ
  - その他

( )